

## みつばち転飼調整指導推進事業実施要領

### (趣旨)

第1 熊本県は、全国有数の飼育群数を誇る養蜂県であるが、近年、蜜源となる植物が減少していることから、養蜂業者の所有する蜂群の適正な配置と安定的な採蜜が困難になりつつある。

このことから、蜜源となる植物を増殖するため、種子の購入に要する経費の助成を行い、蜂群の適正な分布調整と安定的な採蜜を図ることにより、養蜂業者の経営安定に資することを目的とする。

2 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (事業実施主体)

第2 この事業の対象となる事業実施主体は、熊本県養蜂組合（以下「養蜂組合」という。）とする。

### (事業の内容)

第3 県は、養蜂組合が蜜源となる植物を増殖するため、種子の購入に要する経費及び蜜蜂の適正利用に関する理解醸成資材作成に要する経費について補助する。

### (補助金等の交付申請)

第4 養蜂組合が要項第6条第2項第1号の規定により補助金の交付申請を行うときに添付する事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

### (実績報告)

第5 養蜂組合が要項第13条第2項第1号の規定に基づき実績を報告するときに添付する事業実績書は、次によるものとする。

- (1) 事業実績書（別記第1号様式を準用するものとする。）
- (2) その他知事が必要と認める書類

### 附則

この要領は、平成23年10月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年5月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別記第1号様式

平成 年度みつばち転飼調整指導推進事業計画（実績）書

1 内容

①蜜源植物増殖経費

区分 播種場所	播種 実施者 氏名	播種 面積 (ha)	播種する 蜜源 植物の 種類	種子 購入 数量 (kg)	購入 金額 (円)	備考
計						

（注）播種場所は、市町村単位で記載すること。

②理解醸成資材作成経費

作成物	数量	単価	購入金額
計			

2 事業完了（予定）日